

栄区公告第 54 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 19 日

横浜市栄区長 松永 朋美

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	佐藤 雅臣、鈴木 康修、宮内 盛夫、石橋 由佳、 齋藤 恵理、ALTANGEREL BOLD、正路 祐也、 張 為琦、櫻庭 翔斗、鎌田 翔、宮田 寛也、 高橋 輝星、KUMAL MAMATA、桑野 満博
送達する 書 類 名	国民健康保険料督促状 ----- (令和 8 年度 6 月期分) -----	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算 して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		